

全国特別支援学級設置学校長協会
平成27年度 研究協議会

日時:平成27年6月23日(火)

場所:東京ガーデンパレス

特別支援教育行政の現状と課題

1. 特別支援教育の現状	1.
2. 障害者の権利に関する条約への対応	13.
3. 平成27年度特別支援教育関係予算等	23.
4. 特別支援教育に関わる最近の動向	37.

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課長 井上 恵嗣



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

減少傾向

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

3.33%
(約34万人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

増加傾向

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率 ※

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

※ この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

特別支援学校の現状(平成26年5月1日現在)

○特別支援学校は、障害の程度が比較的重い子供を対象として専門性の高い教育を行う学校であり、公立特別支援学校(小・中学部)の1学級の上限は6人(重複障害の場合は3人)。対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱。



	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	118	725	340	145	1,096
在籍者数	5,750	8,593	121,544	31,814	19,955	135,617

※注：在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注：学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援学級の現状(平成26年5月1日現在)

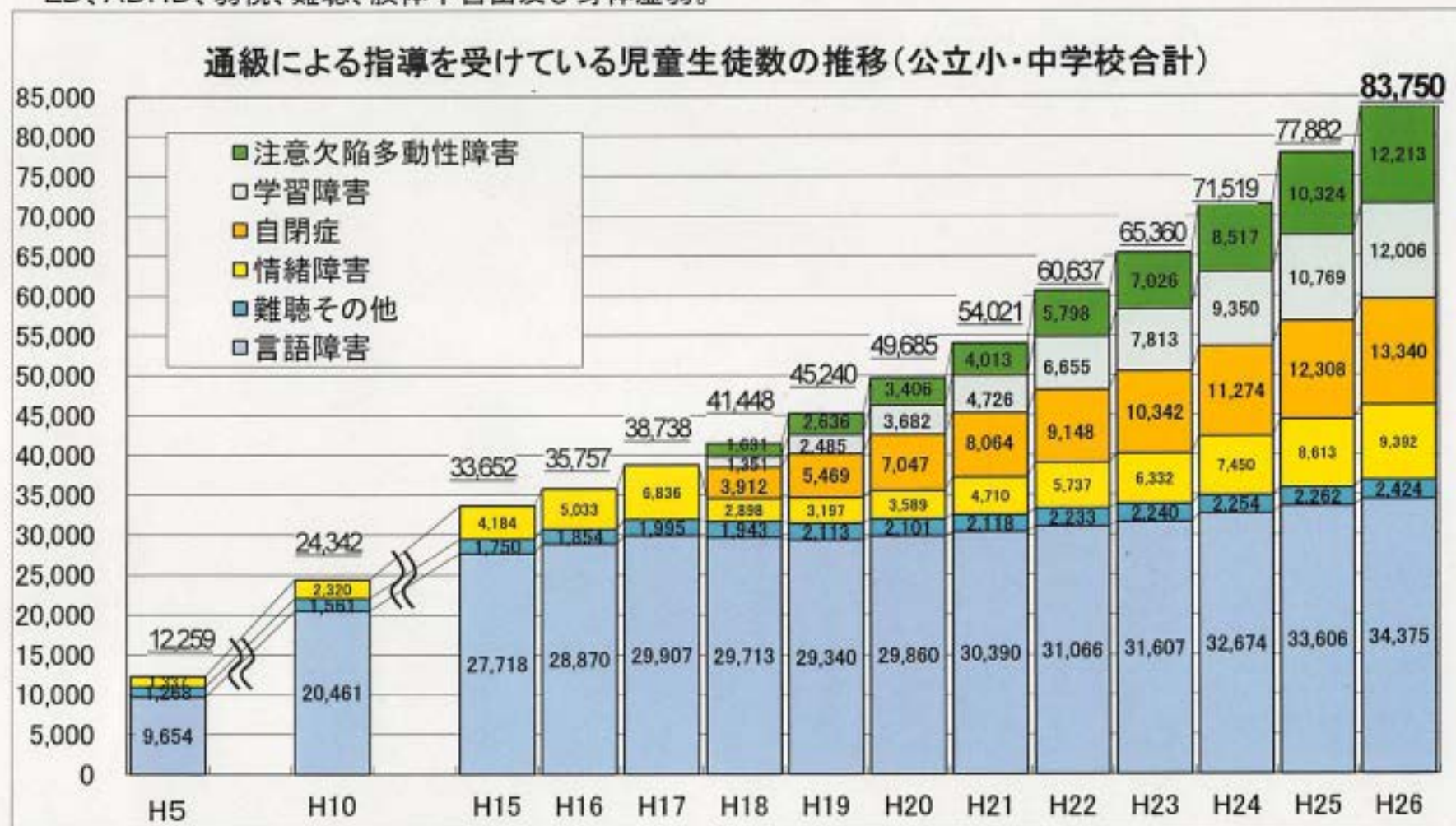
○特別支援学級は、障害のある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級(8人を上限(公立))であり、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。



	知的障害	肢体不自由	病弱・ 身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・ 情緒障害	計
学級数	24,640	2,796	1,622	409	918	561	21,106	52,052
在籍者数	94,821	4,364	2,773	471	1,439	1,608	81,624	187,100

通級による指導の現状(平成26年5月1日現在)

○通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある子供が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、週に1単位時間～8単位時間(LD、ADHDは月1単位時間から週8単位時間)程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD、弱視、難聴、肢体不自由及び身体虚弱。



※各年度5月1日現在。 ※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定。

(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示：平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導教室にて対応。)

通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする 児童生徒に関する調査結果（概要）

平成24年12月公表(文部科学省調査)

【調査内容】複数の質問項目に対して担任教員が回答した内容から、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の困難の状況、及び受けている支援の状況等。

○知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合

	推定値（95%信頼区間）
学習面又は行動面で著しい困難を示す	6.5%（6.2%～6.8%）
学習面で著しい困難を示す A：学習面で著しい困難を示す	4.5%（4.2%～4.7%）
行動面で著しい困難を示す B：「不注意」又は「多動性・衝動性」の問題を著しく示す	3.1%（2.9%～3.3%）
C：「対人関係やこだわり等」の問題を著しく示す	1.1%（1.0%～1.3%）
学習面と行動面ともに著しい困難を示す	1.6%（1.5%～1.7%）
A かつ B	1.5%（1.3%～1.6%）
B かつ C	0.7%（0.6%～0.8%）
C かつ A	0.5%（0.5%～0.6%）
A かつ B かつ C	0.4%（0.3%～0.5%）

図1 学習面

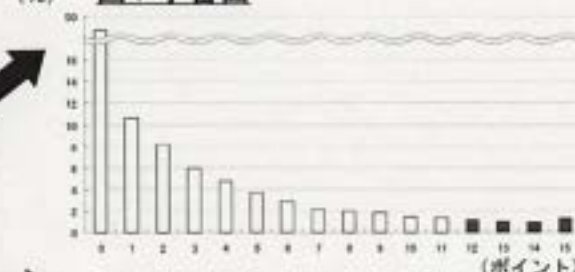


図2 行動面(不注意、多動性・衝動性)

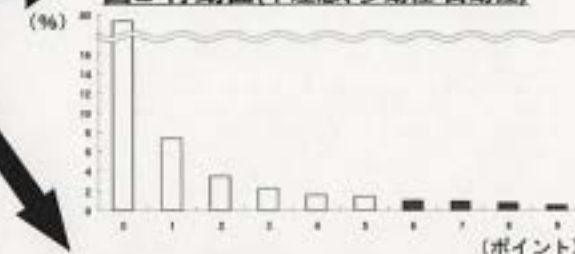
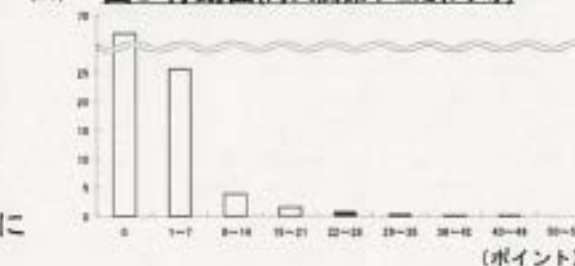


図3 行動面(対人関係やこだわり等)



※調査対象：全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団とする抽出調査（標本児童生徒数：53,882人（小学校：35,892人、中学校：17,990人）、回収率は97%）

※留意事項：担任教員が記入し、特別支援教育コーディネーター又は教頭による確認を経て提出した回答に基づくもので、発達障害の専門家チームによる診断や、医師による診断によるものではない。
従って、本調査の結果は、発達障害のある児童生徒の割合を示すものではなく、発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合を示すことに留意。

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」

の補足調査（調査報告）より一部抜粋 （独）国立特別支援教育総合研究所

文部科学省が平成24年12月に公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の協力者会議において、今後の調査研究に委ねる必要があることが指摘された4点について、文部科学省の協力の下、国立特別支援教育総合研究所において補足調査を実施。

【調査1 質問紙調査】

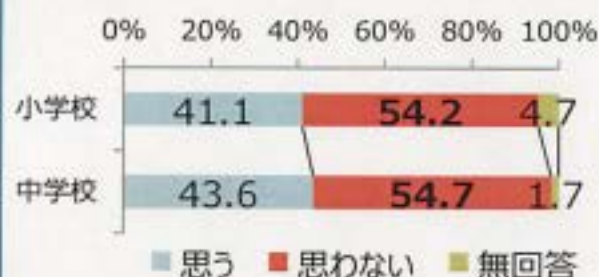
（調査期間）平成25年6月（調査対象）96校（全特協等を通じ選定された、各都道府県の通級指導教室が設置された小学校45校及び中学校40校、並びにインタビュー調査対象の小学校5校及び中学校6校）の校長等管理職、特別支援教育Co、通級指導教室担当教員及び通常の学級担任（回収率）94.8%

【調査2 インタビュー調査】

（調査期間）平成25年7月～9月（調査対象）首都圏を中心とし、発達障害を対象とする通級指導教室を設置する小学校、中学校の質問紙調査回答者

I 「児童生徒の困難の状況」について

① 推定値6.5%以外にも、何らかの困難を示し、教育的支援を必要としている児童生徒がいる可能性について



「6.5%の結果は学校の現状とほぼ一致すると思うか」の問いに対する回答

現状と一致すると思わないと回答した者(左図参照:小学校54.2%, 中学校54.7%)のうち、小学校で82.7%, 中学校で76.6%が推定値6.5%より多いと回答。

【理由】

- ・教員が「困難の状況」をどのように捉えているかにより割合が変わる。
 - ・知的発達に遅れのある児童生徒が在籍している。
- 等の可能性が推察された。

② 学年が上がるにつれ、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合が小さくなる傾向がある理由（特に、学習面（※右表のA）において最も顕著である理由）

- ・児童生徒が学習習慣・生活習慣を身につけることで、困難さが目立たなくなり教員が困難を把握しにくくなる。
 - ・質問項目の内容について、学習スキルを習得していくことにより、学習面の困難が最も小さくなる傾向。
- 等の可能性が考察された。

H24文科省調査結果

知的発達に遅れはないものの学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の学校種、学年別集計(表6より)

	学習面又は行動面で著しい困難を示す	推定値		
		A	B	C
小学校	7.7%	5.7%	3.5%	1.3%
1年	9.8%	7.3%	4.5%	1.5%
2年	8.2%	6.3%	3.8%	1.5%
3年	7.5%	5.5%	3.3%	1.0%
4年	7.8%	5.8%	3.5%	1.2%
5年	6.7%	4.9%	3.1%	1.1%
6年	6.3%	4.4%	2.7%	1.3%
中学校	4.0%	2.0%	2.5%	0.9%
1年	4.8%	2.7%	2.9%	0.8%
2年	4.1%	1.9%	2.7%	1.0%
3年	3.2%	1.4%	1.8%	0.9%

※補足調査全体版は特総研HPに掲載

平成25年度公立高等学校入学選抜における「障害のある生徒」※1に対する
配慮の件数※2（文部科学省調査）

支援内容 障害種	実際に行った配慮内容																			合 計	平成24年度との比較
	問題用紙・解答用紙の拡大	口述筆記	出題文の漢字にルビを振る	問題文の読み上げ	面接の順番を配慮	集団面接を個人面接で実施	面接試験での話し方の配慮	免除	文書で提示 ヒアリング試験での配慮・	受験での指示・注意事項を	時間延長	会場・座席位置の配慮	別室受験	机・いす等の配慮（座席位置 の配慮を除く）	文房具の配慮	補聴器、拡大鏡、車椅子等 の補助具の使用	補聴器、拡大鏡、車椅子等 の配慮	薬服用、インシュリン注射等 の配慮	介助者等の同席（口述筆記、 問題文の読み上げを除く）		
PDD※3	5		1	9	12	7	5	1	4	2	3	39	1		1	2	10	3	17	122	+51
LD※3	5		2					2		6		10		2					4	31	+22
ADHD※3	3									2	1	7			1		1		3	18	+5
視覚障害	47						1	2	1	16	17	39	5	2	43			2	8	183	-20
聴覚障害				1	2	12	54	148	48	5	289	150			135		1		43	888	+109
知的障害		8	1	17	14	3	3	1		2		26	1		4	3	21	3	13	120	-92
肢体不自由	21	4		2	2	5		14	1	41	36	99	46	6	79	3	21	33	53	466	+91
病弱・ 身体虚弱	1	2		2	8	9	1			1	19	152	10	2	27	44	4	25	28	335	+59
言語障害					3	2	6	1		10		8							4	34	+17
情緒障害			1		6	2	11	1		1	3	32	2			1		2	8	70	+27
その他	17	1		1	8	4	11	3	1	24	21	124	12	5	32	21	9	17	52	363	+89
障害種不明	1		1		1		1			2	3	12			1			3	5	30	+2
合計	100	15	6	32	56	44	93	173	55	112	392	698	77	17	323	74	67	88	238	2660	+360

※1「障害のある生徒」とは、特別支援学校及び特別支援学級等の対象者の他、障害により受験上なんらかの特別の措置が必要であると認めた者を含む。

※2 一人の生徒に複数の配慮を行った場合は、それぞれにカウントする。

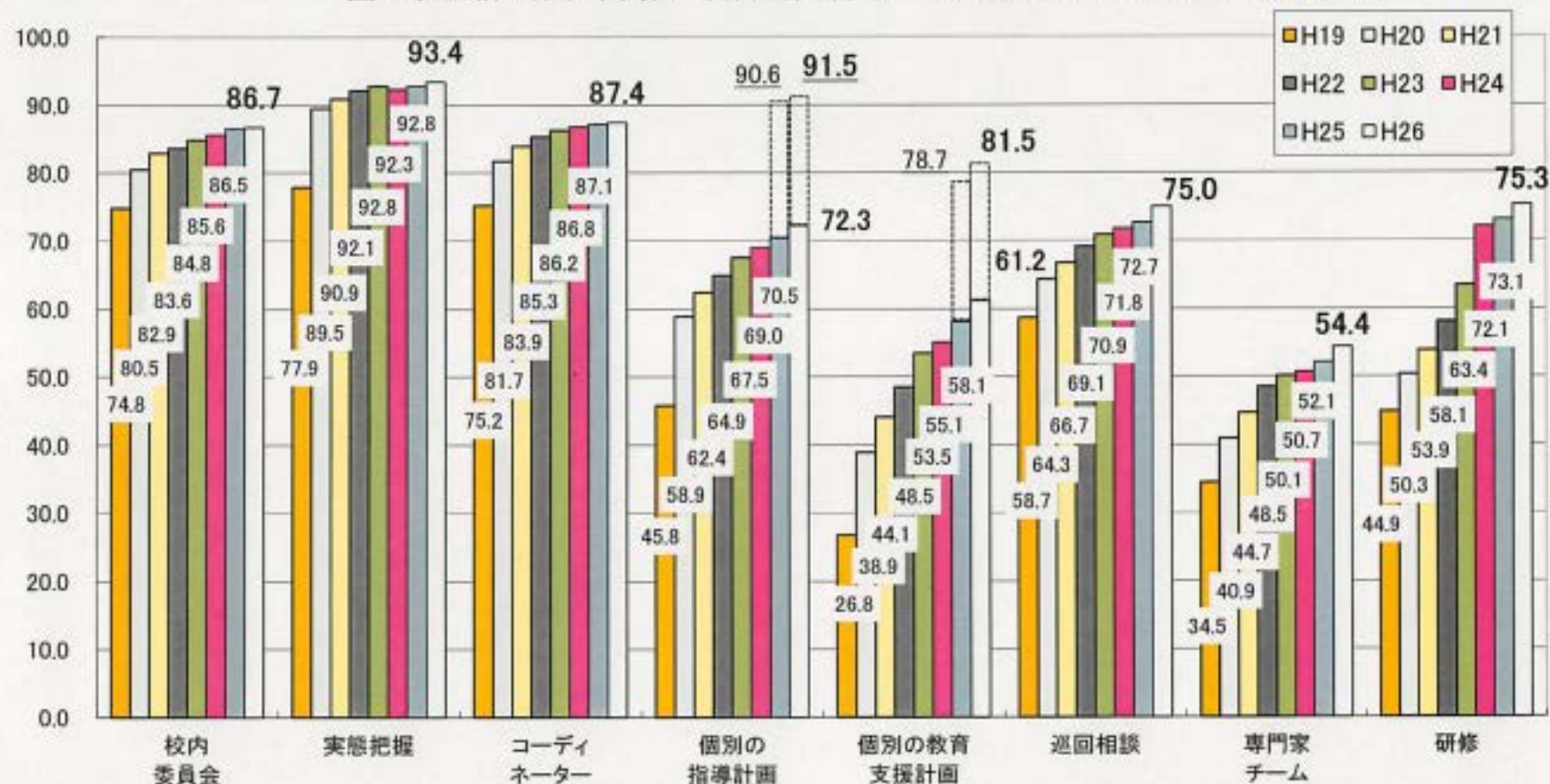
※3 PDD（自閉症、アスペルガー症候群及びその他の広汎性発達障害）、LD（学習障害）及びADHD（注意欠陥多動性障害）については、医師等の診断の有無は問わない。

学校における支援体制の整備状況・課題

(1) 幼稚園、小・中学校、高等学校の状況

●全体として体制整備が進んでいる状況がうかがえる。

国公立計・幼小中高計・項目別実施率—全国集計グラフ(平成19～26年度)



※点線箇所は、作成する必要がある該当者がいない学校数を調査対象校数から引いた場合の作成率を示す。

特別支援学校教諭等免許状の保有状況①

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:72.7%(H26年度) ⇒ 本来保有すべきもの

※教育職員免許法附則第16項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率及び新規採用者の保有率ともやや上昇(H26年度)
- ・免許状保有者の採用・配置、非保有者への認定講習の受講促進など、計画的な取組が必要

在籍校種の免許状保有率の経年比較(平成18年度～26年度)



※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

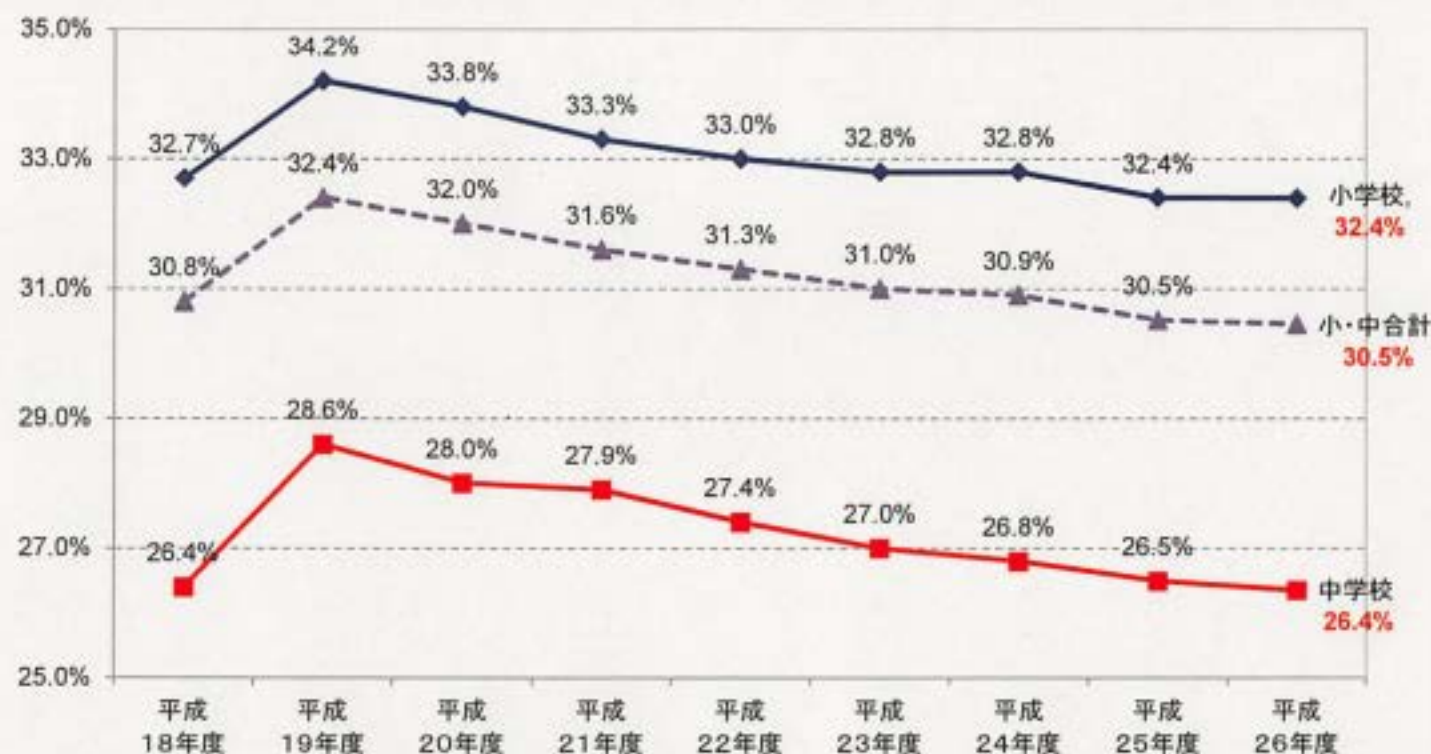
平成19年度～26年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

特別支援学校教諭等免許状の保有状況②

(特別支援学級担当教員の免許状保有率の経年比較)

- ・ 特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.5%(前年比同ポイント)
- ・ 地域間の格差も大

(公立小・中における免許状保有率 最高:64.1%、最低:16.8%)



特別支援学校教諭等免許状の保有状況③

平成26年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等の調査の結果を受けて

文部科学省においては、都道府県・政令指定都市に対し、調査結果を送付するとともに、以下の事項に留意しつつ、計画的な特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組を進め、特別支援学校教員の専門性向上に引き続き努めるよう要請。

1. 採用、配置、研修(免許法認定講習等)を通じた特別支援学校教諭等免許状保有率向上を中期計画などに位置付け、計画的な保有率の向上に努めていただきたいこと。その際、特別支援学校教諭等免許状の認定課程を有する大学等と連携しながら取組を進めるよう努めていただきたいこと。
2. 特別支援学校の教員の採用や配置に当たっては、特別支援学校教諭等免許状の保有を前提とするよう努めていただきたいこと。同免許状を保有せずに特別支援学校に勤務することとなった教員には、可能な限り早期に保有させるなどの方針を教育委員会等が明確に示し、必要な環境整備や免許法認定講習等が最優先で受けられるような配慮をお願いしたいこと。
受講に当たっては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における長期研修、近隣の大学や教育委員会における免許法認定講習、放送大学などの通信制大学等の活用も含め、受講機会の拡大に努めていただきたいこと。
3. 免許法認定講習と免許状更新講習は、互いに認定を受けることができるため、教育委員会の実施する認定講習については免許状更新講習としても申請し、特別支援学校教諭等免許状の取得に向けた効率的な受講に配慮いただきたいこと。

4. 特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状の保有を促進するとともに、各種研修の受講機会の拡大等により専門性の向上に努めていただきたいこと。
5. 小・中学校の特別支援学級や通級による指導を担当する教員についても、特別支援教育の専門性の向上に資する各種研修の受講機会の拡大や特別支援学校教諭等免許状の取得の奨励に努めていただきたいこと。
- また、各学校において新規採用された、経験のない教員一人のみを担当として配置することは適当ではなく、中核となる教員の指導・助言のもとに担当させるなど、指導体制に十分配慮することが必要であることにもご留意頂きたい。
6. 特別支援学校への勤務が考えられる小・中・高等学校等の教員についても、特別支援学校教諭等免許状を保有することが特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率向上に資することから、免許法認定講習等の受講に努めていただきたいこと。
7. 発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍している小・中・高等学校等の教員についても、特別支援学校教諭免許状取得のための科目(例えば、特別支援教育の基礎理論に関する科目(第1欄)や重複障害・LD等教育に関する科目(第3欄)など)を受講することは有効な研修の機会となること。
8. 今回、特別支援学校教諭等免許状保有率向上に積極的に取り組んでいる教育委員会に提供いただいた具体的な取組事例(下記参照)を紹介しているので、参考にしていきたいこと。

【北海道の取組のポイント】

中期計画において特別支援学校教諭免許状保有率の目標を定め、特別支援学校教諭の採用区分における免許状所有の志願要件の設定、免許法認定講習の受講定員及び会場の拡充等、保有率向上に向けた取組を実施。

【岩手県の取組のポイント】

特別支援学校教員採用選考において特別支援学校教諭免許状保有を志願資格とするとともに、人事交流等による免許状未保有者については教諭個人ごとに「特別支援学校教諭免許状取得計画書」を作成することで、高い免許状保有率を維持。